

陳情書

飯田市議会 清水 勇議長 様

平成 28 年 11 月 15 日付けにて、飯田市議会木下克志議長宛てに
陳情書を提出しています。

陳情内容につきましては添付しております陳情書通りでありますが、
それに対して何ら対応が成されませんでした。

今回の飯田荘設計業務請求について、いまだかつて支払いが行わ
れていない現状を鑑みれば、陳情書でお願いしている事情が影響し
ているのではないか、と非常に不安を感じております。

つきましては、木下克志前議長が当社の陳情に対して何も対応さ
れなかつた理由を明らかにされるとともに、陳情書に書いてある飯
田市職員の不正行為を調査していただけますよう陳情いたします。

平成 29 年 7 月 4 日

株式会社 章 設計 代表取締役 板倉正明

木下議会議長 様

昨年、飯田荘の事業計画において不整備事項が多々有る事を指摘して文書を飯田副市長及び木下議会議長に熊谷泰人議員を通して提出しております。

熊谷泰人議員はその文書提出時に、橋北選出の議員と橋北街つくり委員会会長と副会長である藤本設計事務所藤本勝が、寺澤福祉部長・原長寿支援課長に、

「藤本設計に設計させよ」と事前営業したこと。それを受け入れた三名は、藤本設計共々綿半が経営している施設を見学した上で事業費予算の組み立てから参考図面を藤本設計に書かせ、尚且つ、入札参加資格までを変更している不正行為について伝えております。

昨年の 12 月、木下建設部長が当社を訪れ、「平井監督員に誰が図面を書いたか聞いても話さない。飯田荘所長に聞いても手が回っており何も話さない。」その上で「議会と話しあは済んでいます。来年の 4 月に議員改選がある、従ってこの件は取り扱わないとした。」と、発言されました。

その様な話しあは当社では関係ないこと、最初の飯田荘交えての三者打ち合わせで基本計画から取り組むとしたことは三者合意のことであることを説明し、少しでも早く飯田荘と詳細打ち合わせを行えるようお願いしました。

12 月 28 日に木下建設部長が訪れ、「建築課は解体する、入札制度も改める。木造に変更して下さい。設計工期も章設計の都合で良いです。」と言われました。分かりましたと返答したところ、「居室の合い向かいは計画図の通りにして下さい。それが飯田荘の要望です。」と言われましたので、居室の合い向かいが一番の問題点としたのは飯田荘の見解、社協の役員からも確認している。それに、建築課の解体とか入札制度の改めとかは当社と何も関係ない。当社の希望は、平井監督員と飯田荘の三社で打ち合わせができる事だけをお願いしています。と返答しました。

1 月 30 日に寺澤福祉部長と原長寿支援課長が突然当社を訪れ、「契約事項である契約期間が 1 月 27 日で終了したのに成果品が出てない事を確認せよ。」と言われました。契約者である市長命令で来たのかと聞いたところ、何も答えないために対応する事が出来ませんでした。

原課長の独断によるいくつかの行為は威力業務妨害に当たる。場合によっては市長がその対象となりかねない、もう少し考えた行動をせよと忠告しました。

2 月 3 日、地域計画課長に契約期間中業務成果品を届けて受け取っていただいておりますが、同日、飯田信用金庫へ飯田市長名で契約不履行の書面が届いており、飯田信用金庫からその説明を求められました。

当社は、今まで契約者である市と施設使用者である飯田荘と確認を取り進めているだけであり、工期についてもこの業務遂行課の建設部長の指示として受け止めています。

飯田信用金庫からは契約不履行の理由について説明を求められ、今までの一切を説明しております。

飯田信用金庫としては、経過を鑑みて場合によっては保証金融機関として調査を行う事も出来ますとして返答いただきました。

契約事項に対して当社は何も不履行をしていません。基本計画からの業務の了解も受け、その提案にあっても地域計画課長からの「契約書第18条に沿って書面提出せよ。」に従っております。また、工期の延長も建設部長からの指示で対応しております。

飯田荘建設について飯田市健康福祉部の対応は常軌を逸しております。
熊谷議員の言う通りの不正があったのか、その不正においての業務妨害なのかを熊谷議員から相談されている議長に調査願いたく思います。
ただし、不正を犯罪とする気持ちは持ち合わせていません。
市民のための飯田荘を、飯田荘が求める市民のための施設になるのが目的です。